

国連で問われた日本における 障害女性の複合差別

瀬山 紀子

●はじめに

二〇一六年二月、日本は女性差別撤廃条約の締約国として、七年ぶりとなる政府報告審査（第七・八回審査）を受けた。審査では、障害女性に対する複合差別の課題も取り上げられた。

本稿では、筆者も傍聴者として参加した国連での審査について取り上げ、そこに至るプロセスと、審査で問われたことや出された勧告についてみることで、日本における障害女性の複合差別の現状やその課題について記していきたい。

●会期前作業部会

国連の女性差別撤廃委員会は、各締約国の本審査の日程が決まると、その二会期前の会期終了後に、事前作業部会を開くことになっている。そこで委員会は、本審査をより建設的なものにするため追加

情報を求める課題リスト (List of Issues) を採択し、本審査までに再度の情報提供を審査対象国に求めることになる。

日本の第七・八回審査の課題リストは、二〇一五年七月の会期前作業部会で採択された。この部会には、日本からも複数の団体がNGOヒアリングに応じる立場で参加しており、障害女性の課題については、DPI女性障害者ネットワークが発言と情報提供をした。採択された課題リストに含まれた障害女性の複合差別の課題は、強制不妊手術に対する政府の対応、女性の精神的・心理的健康に関すること、女性差別撤廃条約に挙げられた全ての権利へのアクセスに関する最新の情報、性暴力や虐待を受けた障害女性の支援の状況等、幅広いテーマにわたった。

●課題リストへの回答

日本政府は、求められた追加情報を、二〇一五年一二月に提出している。そこには、旧優生保護法下で行われた優生手術は正当な手続きを経ており、問題はないという見解が書かれた他、精神疾患における診断患者数は、諸外国と同様で女性が多いこと、障害女性の課題については、第四次男女共同参画基本計画および、障害者差別解消法に基づく障害者基本計画等で、複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意すると明記され対応することとなっており、性暴力や虐待、DVについても市町村等が必要な措置を講じていると記述された。

しかし、ここには、条約に挙げられた全ての権利へのアクセスの現状という質問項目については、これ以上の回答は示されなかった。

一方で、課題リストを受け、NGOが合同で作成したレポート（日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク作成『NGOジョイントレポート』）では、旧優生保護法下で行われた手術については、被害を受けた当事者から、人権救済申立がなされていること、また、女性の心の病気や精神障害が多い背景や原因に、性差別や性暴力がある可能性があること、また、性暴力被害については実態が把握されておらず、支援へのアクセスも十分ではないため、潜在化している可能性が高いことが書かれた。

また、条約の全ての権利へのアクセスについての最新情報としては、障害者に関する統計には、性別データが乏しく、データの欠如が課題であることが示された上で、国の障害者政策に関わる委員会の女性当事者の参画が進んでいないこと、障害当事者団体も、代表者の多くは男性であること、スポーツの分野をみると、パラリンピックスの選手・指導者に女性が少ない現状があること、雇用の分野では、性別集計の必要性がいわれながらそれが行われていないこと、保健医療分野では、サービスの提供体制および、相談体制について障害

女性に対応した仕組がとられていないこと等がデータと共に示された。

●本審査でのやりとり

本審査は、二〇一六年二月六日にスイスの国連本部で行われた。

審議では、委員から、障害女性に対してとられている政策について、政府報告とNGOの情報との間に大きな隔たりがあることが懸念事項として示された。そのうえで、障害女性に関する統計や調査が不足しているために公共政策がとられていない側面があるのではないか、という指摘や、社会福祉や公共サービスの削減が、障害女性の実質的平等を妨げる要因となっていないか、といった質問がなされた。また、政府の委員会に障害女性を増やす必要があること、雇用の分野でジェンダー統計を整備する必要があり、DVや性暴力被害者のためのシェルターなどが障害女性にも使えるものとなっているのかについての調査が必要であることも指摘された。

さらに、強制不妊手術については、過去の国連の勧告（一九九八年に出された自由権規約委員会からの勧告）を実現させる計画があるのか、という質問が出された。

日本国連の女性差別撤廃委員会から、障害者支援施策は、性別に関わりなく対象となるため、障害女性についても支援を行っているといえるといった回答を行っており、審議で、障害女性の複合差別についての状況改善に向けた建設的対話が進んだとはいえなかった。また、調査やデータの整備をすべきとした委員の意見に対しても政府側は、最後まで、その必要性があるという認識を示すことがなかった。

以下で、全体で八項目にわたって出された障害女性に関わる懸念と勧告を列記していきたい（かつこ内は勧告のパラグラフ番号）。

●出された勧告

①障害女性の権利を強化するために必要な戦略として、クオータ制などの暫定的特別措置の採用を検討すること（パラ一九）、②障害女性が暴力被害を受けた際に通報等ができていないことへの懸念（パラ二二）、③強制不妊手術の被害者への賠償およびリハビリテーションのサービス提供をすべきこと（パラ二五）、④障害女性が意思決定できる政治的および公的活動の地位を確保するための必要な措置をとること（パラ三二）、⑤障害女性の教育へのアクセスの障壁を取り除く必要があること（パラ三三）、⑥障害女性の雇用分野における調査を実施し、ジェンダー統計を提供すること（パラ三五）、⑦障害女性の貧困を懸念し、年金制度を、最低生活水準を保障するものに改革する可能性を探ること（パラ四二）、⑧障害女性を含むマイノリティ女性の複合差別の根絶を目的とした努力が必要であること（パラ四七）。

総括所見が示された。

総括所見は、障害女性を含むマイノリティ女性の複合差別の課題を多数の項目にわたって書き込むことで、その課題を条約の主流の課題として位置付ける姿勢を強く打ち出したものだといえるだろう。ただ、障害者に関わる勧告として、「胎児に重篤な障害がある場合に人工妊娠中絶を合法化すること」（パラ三九）という文言が盛り込まれたことも、問題として提示しておきたい。

●今後の課題

国連の審査では、障害女性を含むマイノリティ女性の受けている複合差別の課題に強い関心を示す委員と、日本政府との間の大きな隔たりが目立った。この隔たりを解消していくことが必要だ。

日本社会は、女性差別という点で、大きな課題を抱えている。障害女性性はそのなかで、性別を捨象される存在として扱われながら、一方で、障害のある女性としての様々な困難に直面している。こうした実態を把握し、状況改善を図るためにも、データを整備し、潜在化している可能性の高い課題を可視化させていく必要がある。

（せやま のりこ／DPI女性障害者ネットワーク+a）

《参考文献》

①国連女性差別撤廃委員会NGO ネットワーク『国連と日本の女性たち』同ネットワーク発行、二〇一六年。